

<中小企業生産性革命推進事業> 「小規模事業者持続化補助金<一般型>」の 第16回申請受付を開始しました

独立行政法人中小企業基盤整備機構（理事長：宮川正 本部：東京都港区）は、中小企業生産性革命推進事業として実施中の「小規模事業者持続化補助金」において事業者自らが作成した持続的な経営に向けた経営計画に基づく地道な販路開拓等の取組や、その取組とあわせて行う業務効率化を支援するための経費の一部を補助する<一般型>の申請受付を本日より開始しました。

■ 申請要件・申請方法等

詳細は、以下サイト内をご確認ください。

○ 商工会地区分

URL : https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/

○ 商工会議所地区分

URL : <https://s23.jizokukahojokin.info/>

<中小企業生産性革命推進事業とは>

中小企業・小規模事業者は、人手不足等の構造変化に加え、働き方改革や被用者保険の適用拡大、賃上げ、インボイス導入など相次ぐ制度変更に対応することが必要になっている中、その対応や生産性向上の取組状況に応じて、設備投資、IT導入、販路開拓、円滑な事業承継・引継ぎ等の支援を、一体的かつ機動的に実施し、複数年にわたって中小企業・小規模事業者の生産性向上を継続的に支援する事業です。

詳細は、中小企業生産性革命推進事業の特設サイト (<https://seisansei.smrj.go.jp>) をご覧ください。

<独立行政法人中小企業基盤整備機構（中小機構）>

中小機構は、事業の自律的発展や継続を目指す中小・小規模事業者・ベンチャー企業のイノベーションや地域経済の活性化を促進し、我が国経済の発展に貢献することを目的とする政策実施機関です。経営環境の変化に対応し持続的成長を目指す中小企業等の経営課題の解決に向け、直接的な伴走型支援、人材の育成、共済制度の運営、資金面での各種支援やビジネスチャンスの提供を行うとともに、関係する中小企業支援機関の支援力の向上に協力します。

<本件に関するお問い合わせ先>

独立行政法人 中小企業基盤整備機構

企画部 イノベーション助成グループ 助成企画課（担当者：安居、横道、堀江）

住所：東京都港区虎ノ門3-5-1 虎ノ門37森ビル

電話：03-6459-0866（ダイヤルイン）

受付時間：9時30分～12時00分、13時00分～17時30分（土日、祝日を除く）

生産性向上を目指す皆様へ

令和5年度補正予算

「小規模事業者持続化補助金」

地域の雇用や産業を支える小規模事業者等の生産性向上と持続的発展を図ることを目的とし、持続的な経営に向けた経営計画に基づく販路開拓の取組を支援します！

【事業目的】

小規模事業者※等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受けながら取り組む販路開拓を支援

※ 従業員数が「商業・サービス業(宿泊業、娯楽業を除く)」の場合5人以下、製造業またはそれ以外の業種の場合20人以下である事業者

【補助上限】

50～200万円

⇒ 免税事業者から適格請求書発行事業者（インボイス発行事業者）に転換する場合、一律に50万円の補助上限上乗せを行います。（最大250万円）
(詳細は、裏面をご確認ください)

【補助率】

2 / 3 (賃金引上げに取り組む事業者のうち、**赤字事業者は 3 / 4**)

【補助対象】

店舗改装、広告掲載、展示会出展費用など

【今後のスケジュール】

申請受付開始：2024年5月 8日（水）

申請締切：2024年5月27日（月）

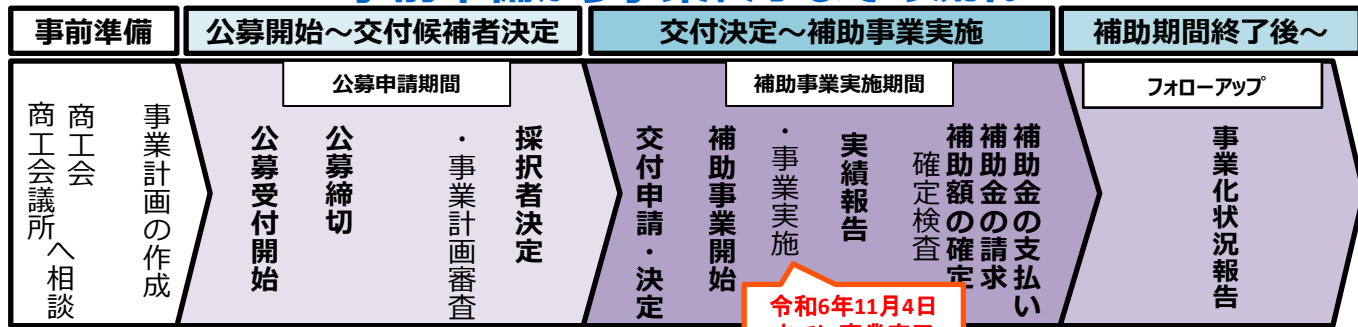
※詳しくは事務局ポータルサイト（裏面）をご確認ください。

応募方法：持続化補助金申請システムによる電子申請

※電子申請に必要なGBizIDプライムアカウントの発行には、一定の期間がかかりますので、事前にアカウントを発行することをお勧めします。電子申請先は公募要領をご確認ください。



事前準備から事業終了までの流れ



令和6年11月4日
までに事業完了

※申請時点で明らかではない経費については、交付申請・決定の段階時点で、事業に要する経費の詳細内訳を改めて求めます。
 事後で対象外経費が含まれていることが判明した場合はお支払いができませんので、申請時点でよくご確認ください。
 ※令和6年11月4日までに事業を完了し、令和6年11月14日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

支援枠・類型の概要

	通常枠	特別枠		
		賃金引上げ枠	卒業枠	後継者支援枠
補助率		2 / 3 (賃金引上げ枠のうち赤字事業者は 3 / 4)		
補助上限	50万円	200万円		
インボイス特例	50万円※ ※インボイス特例の要件を満たす場合は、上記補助上限額に50万円を上乗せ			

【申請要件】

- **賃金引上げ枠** ⇒ 事業場内最低賃金を地域別最低賃金より+50円以上とした事業者
(既に達成している場合は申請時点の事業場内最低賃金より+50円以上)
- **卒業枠** ⇒ 小規模事業者として定義する従業員数を超えて規模を拡大する事業者
- **後継者支援枠** ⇒ アトツギ甲子園のファイナリスト等となった事業者
- **創業枠** ⇒ 過去3年以内に「特定創業支援事業」による支援を受け創業した事業者

免税事業者からインボイス発行事業者へ転換した事業者は、**全ての枠で50万円の補助上限を上乗せ**。

○ **インボイス特例** ⇒ 免税事業者のうちインボイス発行事業者の登録を受けた事業者

※申請要件等の詳細は、下記事務局HPに掲載の公募要領等をご確認ください。

活用事例①

※ 青字が本補助金の対象経費

古民家をカフェとして営業するため、**厨房を改装**。加えて、地元飲食店との**コラボメニュー開発**や、地域住民の協力を得て様々なイベントをカフェで開催。

活用事例②

蕎麦屋が地元特産のかき揚げをセットメニューに追加するため、**高性能フライヤーを導入**。新規顧客の増加、顧客単価アップを目的として**地元メディアに広告を出稿**。

事務局HP :



商工会地区HP

お問い合わせ先は所在地によって異なるため、上記の商工会地区HPをご参照ください。



商工会議所地区HP

03-4330-3480



jGrants
(ID取得)